

船舶事故調査報告書

平成24年6月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年5月2日（月） 11時10分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市黒島南方沖 佐世保市所在の黒島港沖防波堤東灯台から真方位165° 5,500m付近 (概位 北緯33° 05.95′ 東経129° 32.65′)
事故調査の経過	平成23年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{かいえい} 海栄丸、3.3トン NS3-506353（漁船登録番号）、個人所有 9.20m (Lr) × 2.50m × 0.92m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成10年11月26日 B モーターボート ^{アサミ} ASAMI、5トン未満 294-22029長崎、個人所有 6.39m (Lr) × 2.43m × 1.24m、FRP ガソリン機関（船外機）、84.60kW、平成13年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月15日 免許証交付日 平成21年2月25日 (平成26年4月19日まで有効) B 船長B 男性 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年4月14日 免許証交付日 平成20年3月26日 (平成25年4月13日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷 B 左舷船尾外板に破損、船外機カバー破損、船外機舵取り棒折損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、佐世保市佐世保港野崎地区を出港し、長崎県平戸市平戸島南方沖の漁場に向け、船長Aが操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて手動操舵により操船に当たり、黒島南方沖を約11ノットの速力で西進した。 船長Aは、黄砂で霞がかかった黒島や片島を見て船位を確認しながら航行

	<p>中、船首方に他船を認めなかったため、他船はいないものと思い、椅子から降りて操舵室中央に立って予備の枝縄作りを行っていたところ、平成23年5月2日11時10分ごろA船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗船させ、10時40分ごろ黒島南方沖の釣り場に着き、錨を投入し、マストに錨泊中を示す法定の形象物を掲げて錨泊を開始した。</p> <p>船長B及び同乗者は、船首が北西方を向いた状態のB船の左舷側甲板上で南西方を向いて釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、餌を付け替えた釣り糸を海中に投入しているとき、接近する機関音を聞き、間近に迫ったA船を初めて視認し、慌てて操縦場所まで逃げ、大声で叫んだものの効果なく、11時10分ごろB船の左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船外機の舵取り棒が折れて航行不能になり、A船により佐世保市所在のマリーナまでえい航された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、視程 約4km</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、予備の枝縄の1本目を作りあげたときに衝突しており、作業の準備から1本目ができあがるまでの3～4分の間、作業をしながら操船していた。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、黒島南方沖を西進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い込み、予備の枝縄作りに意識を向けて船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、黒島南方沖で錨泊中、船長Bが、左舷方を向いて釣りを行っていたことから、右舷後方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、黒島南方沖を西進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い込み、予備の枝縄作りに意識を向けて船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、黒島南方沖で錨泊中、船長Bが、左舷方を向いて釣りを行っていたことから、右舷後方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、黒島南方沖を西進中、船長Aが、船首方に他船はいないものと思い込み、予備の枝縄作りに意識を向けて船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、船首方で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、黒島南方沖で錨泊中、船長Bが、左舷方を向いて釣りを行っていたことから、右舷後方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、黒島南方沖において、A船が西進中、B船が錨泊中、船長Aが、予備の枝縄作りに意識を向けて船首方の適切な見張りを行っていなかったため、船首方のB船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船中は、周囲の適切な見張りの妨げとなる作業は行わないこと。 ・ 錨泊中も、周囲の見張りを怠らないこと。 								